

記者発表資料**【吉野川ダム統合管理事務所渇水対策支部の設置について】****●渇水対策支部の設置について**

平成30年2月28日開催の「銅山川渇水調整協議会」にて、3月7日0時より「工業用水」を20%カットする第一次取水制限を開始することになりました。

このような事態に対処するため、四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所は、平成30年2月28日17時に「吉野川ダム統合管理事務所渇水対策支部」（支部長：吉野川ダム統合管理事務所長 長尾 純二）を設置しましたので、お知らせします。

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】に該当します。

平成30年 2月28日
国土交通省四国地方整備局
吉野川ダム統合管理事務所

問い合わせ先

国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所
管理課長 徳井 智 （内線331）
TEL0883-72-3000